

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

令和 6 年 5 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

1 公募の趣旨

本業務は、生駒市における入札・調達手続を効率的に運営するため、電子入札システム及び契約管理システムを生駒市に提供する業務である。本業務を遂行する委託先は、生駒市における入札・調達手続及び執行体制に合致したシステムを必要とするため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても 4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、競争入札又はその他の競争手続（以下「競争入札等」という。）を実施する予定である。

2 請負契約等の概要

(1) 業務件名

電子入札システムサービス提供業務委託・契約管理システムサービス提供業務委託

(2) 業務内容

電子入札システムサービスの提供業務

契約管理システムサービスの提供業務

（詳細については、業務仕様書を参照のこと）

(3) 履行期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで（システム提供期間）

3 参加資格

参加意思確認書を出す者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 生駒市より入札参加停止措置等を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった競争入札等の手続期間において、入札参加停止措置等を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4 公募要件（以下を参考に必要な要件を設定すること）

- （１）市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （２）電子入札コアシステムに対応する電子入札システムが提供可能であること。
- （３）電子入札システムと連携する契約管理システム（契約管理機能、業者管理機能及び入札情報公開機能を有するもの）が提供可能であること。
- （４）人口 10 万人以上（令和 6 年 5 月 1 日時点）の地方公共団体において、電子入札システム及び契約管理システムの導入実績を有すること。
- （５）電子入札システム及び契約管理システムの運用管理にかかるヘルプデスクを設置できること。
- （６）生駒市近郊において営業拠点を有し、システムの運用管理に関し、適宜打合せが実施可能であること。

5 手続等

（１）本公示に係る資料の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和 6 年 5 月 30 日～令和 6 年 6 月 14 日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（閉庁日を除く。）

② 配布場所

i 生駒市ホームページにおける掲示

ii 市役所現地における配布

生駒市財務部契約検査課

所在地 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号 生駒市役所 3 階 33 番窓口

電話 0743-74-1111（内線 3161）

担当 東（あずま）

③ 配布書類

仕様書、参加意思確認書

（２）参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

上記（１）①に同じ

② 提出場所

上記（１）②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は提出期間中に必着しなければならない。

（３）その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とす

る。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、生駒市長に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

生駒市財務部契約検査課

所在地 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号 生駒市役所 3 階 33 番窓口

電話 0743-74-1111(内線 3161)

担当 東（あずま）

7 その他

(1) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の競争入札等を中止する場合がある。

(2) 提出書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本参加意思確認手続及び参加意思確認手続後に行う受託（候補者）特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。